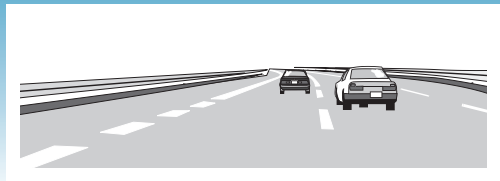
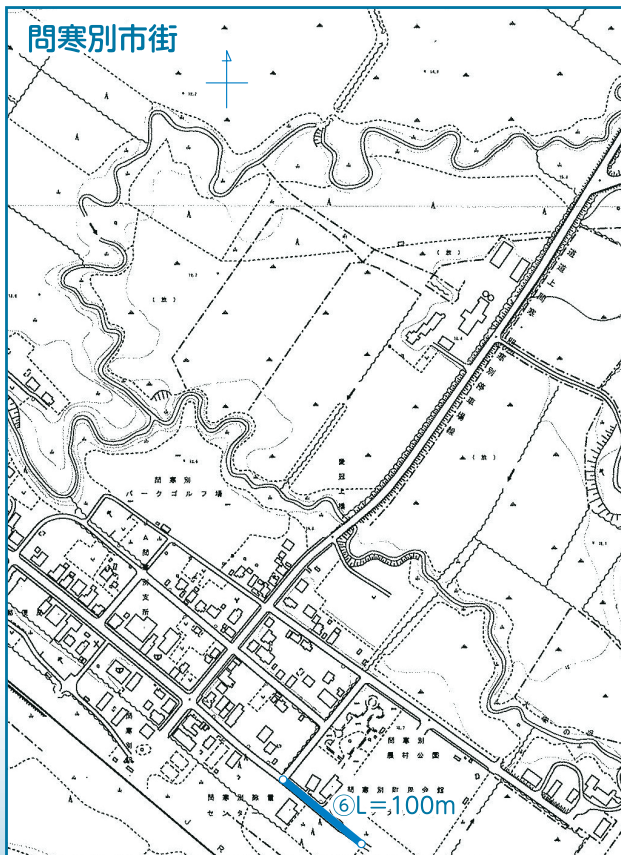


をお知らせします



平成22年度に実施します、町道の改良工事箇所についてお知らせします。工事期間中、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



- ①町道幌延下沼線道路改良事業（平成 29 年度完了予定）
事業区間：酪農橋から小島の沢川ボックスカルバート付近まで
本年度事業：道路改良舗装及び上下水道管移設補償
- ②町道北 1 丁目線道路改良事業（平成 26 年度完了予定）
事業区間：酪農橋から北電幌延電力センター道道稚内幌延線交差点まで
本年度事業：道路改良舗装及び上下水道管移設補償
- ③町道 1 条仲通線道路改良事業（平成 22 年度完了予定）
事業区間：旧公民館裏から北斗会館の交差点まで
本年度事業：道路改良舗装及び下水道管移設補償
- ④町道 2 条仲通線道路改良事業（平成 26 年度完了予定）
事業区間：矢野建設付近から保育所付近まで
本年度事業：道路改良舗装及び上下水道管移設補償
- ⑤町道栄町 3 号線歩道改良事業（平成 22 年度完了予定）
事業区間：町立病院駐車場横道道豊富遠別線から栄町 8 号線交差点まで
本年度事業：歩道改良舗装
- ⑥町道問寒 4 号線道路改良事業（平成 23 年度完了予定）
事業区間：問寒別町民会館から道道問寒別停車場線交差点まで
本年度事業：道路改良舗装及び水道管移設補償

○介護保険料と算定に関する基準

(基準額:第4段階)

段階	対象者	保険料		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50 【年額】28,800円	基準額×0.50 【年額】29,200円	基準額×0.50 【年額】29,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額×0.50 【年額】28,800円	基準額×0.50 【年額】29,200円	基準額×0.50 【年額】29,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75 【年額】43,300円	基準額×0.75 【年額】43,800円	基準額×0.75 【年額】44,400円
特例 第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額×0.83 【年額】47,900円	基準額×0.83 【年額】48,500円	基準額×0.83 【年額】49,200円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	基準額×1.00 【年額】57,700円	基準額×1.00 【年額】58,500円	基準額×1.00 【年額】59,200円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が200万円未満の方	基準額×1.25 【年額】72,200円	基準額×1.25 【年額】73,100円	基準額×1.25 【年額】74,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得額が200万円以上の方	基準額×1.50 【年額】86,600円	基準額×1.50 【年額】87,700円	基準額×1.50 【年額】88,900円